

入札手続に関する質問回答書

令和7年6月13日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

| 番号 | | 1 | 2 | 5 | 0 | 0 | 1 |
|-----|-------------------------------------|--|---|---|---|--|---|
| 工事名 | | 那須塩原市新庁舎建設工事 | | | | | |
| No. | ページ数・該当箇所 | 質問事項 | | | | 回答 | |
| 1 | 貸出データ 那須塩原市新庁舎建設工事 設計図書 | 提案書作成における仮設計画・工程検討等の作業に必要な為、設計図のCADデータで頂けますでしょうか。(共通、意匠、構造、衛生、空調、電気) 提案書・入札提出までの時間が無い為、早期をお願いします。 | | | | CADデータの貸与は行いません。 | |
| 2 | 貸出データ 01.単価抜き設計書 | データが膨大である為、積算における、データ入力での業務効率を良くするために数量内訳書のエクセルデータで頂けますでしょうか。 提案書・入札提出までの時間が無い為、早期をお願いします。 | | | | PDFデータを正とし、参考として「単価抜き設計書」のエクセルデータを貸与します。希望者は事務局に連絡し日時を調整の上、来庁してください。 | |
| 3 | 入札公告 P1 | 入札参加資格の確認が得られ、コスト検討・工程検討の結果、予定価格を超えた金額での入札は可能と考えて宜しいでしょうか。また、工期内完成が見通せない場合は修正工程をご提示させて頂く事で宜しいでしょうか。 | | | | 予定価格を超えた金額での入札の扱いについては「入札説明書 3ページ 5 総合評価 (1) 入札価格評価」のとおりです。 工期内の完成が出来るように御提案ください。 | |
| 4 | 入札公告 P3 | 設計図書の質疑回答から入札までの期間が短い為、質疑回答を7/11に一時回答を頂き、順次回答を頂けるか。もしくは入札を2週間後ろ倒しの調整は可能でしょうか。 | | | | 「入札公告 3ページ 4 入札日程」のとおりです。 | |
| 5 | 入札公告 | 設計図書の質疑は1回でやりとりが完了しない適宜質疑・質疑回答のやりとりをお願いできますでしょうか。 | | | | 「入札公告 3ページ 4 入札日程」のとおりです。 | |
| 6 | 入札公告 | 質疑回答は、参加企業全社の内容を質疑回答を開示いただけますでしょうか。 | | | | お見込みのとおりです。 | |
| 7 | 入札公告 P3 | 施工者選定審査委員会（ヒアリング）の具体的な内容をご教示いただけますでしょうか。会場、紙での出力部数、プロジェクターなど使用可能か。施工者側の出席人数の制限は緩和していただけますでしょうか。 | | | | 入札参加資格確認結果の通知にてヒアリングの具体的な内容についてお知らせします。 | |
| 8 | 入札公告 P4 | 各資料提出は、持参か電子システムのどちらかに統一可能か？ 電子入札の機器が東京にしかありませんので時間的な制約が発生するので出来れば持参と紙でよろしいでしょうか。 | | | | 統一は不可です。入札公告のとおりに行ってください。 | |
| 9 | 入札説明書 (3) 技術提案評価 | 市内貢献については採用を尽力致しますが、市内企業への発注調達金額が未達の場合でも徴収金額は適用除外をしていただけますでしょうか。 | | | | 「入札説明書 7ページ 5 総合評価 (3) 技術提案評価 ②市内調達の採点」のとおりです。 | |
| 10 | 入札説明書 (3) 技術提案評価 | 市内企業への発注調達金額の確認方法をご教示いただけますでしょうか。 | | | | 「現場説明書 4ページ 1 2 技術提案項目の実施状況の報告」のとおりです。 | |
| 11 | 入札説明書 (3) 技術提案評価 共通図一式 GEN-13 | 那須塩原市内にあるメーカーの製品工場を採用した場合は貢献金額の加算は対象になりますでしょうか。 | | | | 「入札説明書 7ページ 5 総合評価 (2) 技術提案評価 ②市内調達の採点」のとおりです。 | |
| 12 | 現場説明書 3 除染土移設に係る協力 | 除染土の実施是那須塩原市側で行う予定でしょうか。費用は見込む必要はありますかでしょうか。 | | | | 見込む必要はありません。 | |
| 13 | 現場説明書 5 木材（市産材）仕様 | 一部材料については市から支給を行います。とありますが、有償、無償のどちらでしょうか。 | | | | 無償です。 | |

入札手続に関する質問回答書

| 番号 | | 1 | 2 | 5 | 0 | 0 | 1 |
|-----|--|---|---|---|---|---|---|
| 工事名 | | 那須塩原市新庁舎建設工事 | | | | | |
| No. | ページ数・該当箇所 | 質問事項 | | | | 回答 | |
| 14 | 工事請負契約条項 第32条（検査及び引渡し） | 本条第3項において、「～検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。」と記載されていますが、破壊検査の結果、施工内容に問題がない場合は、検査・復旧等の費用は、発注者負担となる認識でよろしいでしょうか。 | | | | 受注者の負担とします。 | |
| 15 | 工事請負契約条項 第26条第1項～3項 （賃金又は物価変動に基づく請負 代金額の変更） | 請負代金の変更請求は契約締結日から12か月後ではデフレーターの数値以上に実勢価格が大幅に上がっている為、相当額の残工事分の目減りが想定されます。又、地元貢献に協力頂く企業にも相当額の負担を強いることを回避する為にも、起算日は入札日として契約締結日から6か月後を変更請求基準日とし、早期に変更協議をさせて頂くことが弊社希望条件となります。ご検討頂けますでしょうか。 | | | | 物価上昇の扱いについては「那須塩原市新庁舎建設工事 工事請負契約条項（案）」第26条のとおりです。 | |
| 16 | 工事請負契約条項 第38条（部分払） | 内容が削除となっていますが、請負代金の支払は、年度毎に年度出来高から（中間）前払金を除いた金額の部分払はなく、 契約時の前払金：請負代金額の40%、出来高40%達成時、中間前払金として請負代金額の20%（以後、支払済金額に出来高が達成時に中間前払あり）、 竣工引渡し時に残金との認識でよろしいでしょうか。 | | | | 前金払及び中間前金払については「那須塩原市新庁舎建設工事 工事請負契約条項（案）」第35条のとおりです。前金払は、請負代金額の10分の4以内、中間前金払は、請負代金額の10分の2以内、残りの請負代金を「那須塩原市新庁舎建設工事 工事請負契約条項（案）」第32条第2項の検査に合格したときに請求することができます。なお、中間前金払は、次の要件を全て満たす場合に対象となります。 ①工期の2分の1を経過していること。 ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。 ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。 | |
| 17 | 週休2日制工事 特記仕様書 | 特記仕様書を考慮した工程検討を行い工事期間が増の場合、工程の後ろ倒し協議可能でしょうか。 | | | | 不可とします。 | |
| 18 | 入札説明書 P.9 | 技術提案書の提出書類は、「提案項目の順に重ね左上をホチキスで留めること。」とありますが、見栄えの良いフラットファイルに入れる等でもよろしいでしょうか。 表紙や各様式のフォーマットに装飾することはよろしいでしょうか。 | | | | 「入札説明書 9ページ 提出書類作成要領」のとおりです。 | |